

②令和3年1月以降の家計急変世帯および未申告世帯

税務課（市役所1階）または、臨時特別給付金等コールセンター（白石市総合福祉センター内）で申請書を受け取り申請してください。

申請書を取りに行くことが困難な方には申請書を郵送しますので、3月以降に臨時特別給付金等コールセンターまで問い合わせください。なお、申請書には、令和4年度市民税の課税資料となる令和3年分所得の確定申告書（または住民税申告書および簡易申出書）の写しの添付が必要となります。

- 申請期間 3月1日(火)～9月30日(金)(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- 受付時間 午前の部 9:00～12:00 午後の部 13:00～16:00
- 申請書配布先 税務課、臨時特別給付金等コールセンター窓口で3月1日から配布します。

要件確認書または申請書に添付するもの（必要書類）

①令和3年度市民税均等割が非課税である世帯

「支給要件確認書」が郵送された方は、印字されている内容（支給対象者、振込口座など）に変更がなければ、添付資料は不要です。

②上記①以外の世帯

次の添付資料が必要となります。

- 本人確認書類 住民基本台帳カード（顔写真付き）、運転免許証、健康保険証等の写し
 - 振込先の口座が確認できる書類 金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し
- ※ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、ゆうちょ銀行の通帳表紙をめくった見開きページの下方にある「ゆうちょ銀行振込専用コード」がわかる写しを添付してください。

代理人が申請する場合（代理申請できる方）

- ①同じ世帯の世帯員 代理人の住民票抄本を添付ください。（世帯主名と続柄記載があるもの）
 - ②法定代理人（成年後見人など）・そのほか市が特に認める者 代理関係を証する書類を添付ください。
- ※窓口申請の場合は、その場で記入誤りや書類の不備がないかを確認しますので、上記書類と印鑑を持参ください。

家計急変世帯の該当基準（参考）

※新型コロナウイルス感染症の影響によらない減収は対象外です。

非課税水準に相当する額（給与収入の場合）		
家族構成例	非課税相当限度額（収入）	非課税相当限度額（所得）
単身または扶養家族なし	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族（1人）を扶養	151.8万円	96.8万円
配偶者・扶養親族（2人）を扶養	199.9万円	131.7万円
配偶者・扶養親族（3人）を扶養	249.9万円	166.7万円
障がい者・寡婦・ひとり親	204.3万円	135.0万円

申請窓口・問い合わせ先

- 申請窓口 〒989-0231 白石市福岡蔵本字茶園62-1 白石市総合福祉センター内「臨時特別給付金等コールセンター」
- 問い合わせ先 内閣府「非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター」
☎0120-526-145（受付時間9:00～20:00）
白石市「臨時特別給付金等コールセンター」
☎24-3885（受付時間9:00～17:00 土曜日・日曜日・祝日を除く）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 および 福祉灯油等給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して、臨時特別給付金および白石市福祉灯油等給付金を支給します。

支給対象者

①令和3年度市民税均等割が非課税である世帯

世帯全員の令和3年度市民税均等割が非課税または、市条例の定めにより免除されている世帯。

②令和3年1月以降の家計急変世帯

①に該当する者以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度市民税均等割が非課税である世帯と同様の事情があると認められる世帯（世帯全員のうち、令和3年度市民税均等割課税者全員の1年間の収入見込額または1年間の所得見込額が、市民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯）
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
※家計急変とは、新型コロナウイルス感染症の影響（新型コロナウイルス感染症及びまん延防止のための措置などとの間に何らかの因果関係を有することをいう）で収入が減少した場合のみ該当。

支給額

- 臨時特別給付金 支給対象1世帯につき 100,000円
- 福祉灯油等給付金 支給対象1世帯につき 5,000円

申請方法・申請期間

①令和3年度市民税均等割が非課税である世帯

基準日（令和3年12月10日）に白石市に住民登録のある世帯で、令和3年度市民税非課税世帯に「支給要件確認書」と「返信用封筒」を郵送しますので、必要箇所に記入のうえ返信用封筒にて確認書を返送してください。

なお、申請期間内に確認書の返送がない場合は、本給付金を辞退したものとみなします。

- 申請期間 2月7日(月)～5月6日(金)(必着)